

# 給水施設工事施行要綱

(制定 平成 23 年 3 月 31 日担当部長決)  
(最近改正 平成 31 年 3 月 27 日)

## 1 目的

この要綱は、工事申込者からの工事申込を受けて、給水施設工事を施行するにあたり必要な事項について定める。

## 2 施行体制

- (1) 設計業務は、直営設計又は委託設計とする。
- (2) 工事施工は、請負施工とする。

## 3 施行範囲

### (1) 設計業務

直営あるいは委託設計にて、給水施設工事に必要な工種・数量の算出及び配管図等の図面作成を行う。原則、給水施設工事の発注を伴うものを委託設計とする。

### (2) 工事施工

給水施設工事の工事施工に関する土工、管工、舗装復旧工及び付帯工など必要な工事一式とする。

また、給水装置改良工事にて施行するものは、次に定める事項を全て満たす工事に限る。

- ・給水装置改良工事の契約工種で施工可能な工事。
- ・工事申込の際の施工条件で算出した請負工事費（予定金額）が 150 万円未満（税抜）の工事。

## 4 施行方法

- (1) 工事申込者より給水施設工事の申込があれば、工事費概算金を前納させ、工事完了後に算出する工事費精算額にて精算を行う。
- (2) 前号のほか、要綱の施行について必要な事務処理等の事項は、「給水施設工事の設計業務及び工事施工に関する事務処理要領（平成 31 年 3 月 27 日課長決）」により定める。

## 附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

## 附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

## 附則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

## 附則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。

## 附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。